

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第1回）

議事録

1. 日時

令和6年1月31日（水）13:00～15:00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、春日教測（甲南大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【渡辺事業政策課係長】 本日は、皆様、御参加いただきまして、大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ第1回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局事業政策課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料1-1から1-3まで及び参考資料1-1から1-4まででございます。

本ワーキンググループについては、主査として早稲田大学の三友教授が、主査代理として東京大学の相田名誉教授が、それぞれ通信政策特別委員会主査より指名を受けております。

それでは、これ以降の議事進行は三友主査にお願いしたいと存じます。三友主査、よろしくお願いいたします。

【三友主査】 承知いたしました。このたび本ワーキングの主査を務めることになりました、早稲田大学の三友仁志でございます。円滑な議事進行、そしてよりよい成果に向けて努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本ワーキングの開催に当たりまして、総務省の竹内総務審議官より御挨拶をいただきます。それでは、竹内総務審議官、よろしくお願いいたします。

【竹内総務審議官】 総務審議官の竹内でございます。三友主査を始め構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ本ワーキンググループに御参加いただき、誠にありがとうございます。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会におきまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について御議論いただいております。昨年12月に第一次報告書が取りまとめられたところです。報告書においては、ブロードバンド化やモバイル化、電話時代の設備の老朽化等も踏まえ、ユニバーサルサービスの在り方について今後更に検討を深めていくべきとされております。これを踏まえまして、本ワーキンググループでは、

ユニバーサルサービスに位置付ける役務や責務の在り方、交付金制度の在り方に加え、ユニバーサルサービスの料金の低廉性や安定的かつ効率的な提供の確保について、構成員の皆様への御知見を賜り、具体的な対策についてお取りまとめをいただければと考えております。構成員の皆様におかれましては、是非とも広範な視点から精力的に御議論いただくことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議題の１つ目でございますけれども、本ワーキンググループの開催要綱（案）についてです。事務局より資料の１－１に基づきまして御説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、事務局よりユニバーサルサービスワーキンググループの開催要綱（案）について御説明いたします。

資料１－１を御覧ください。

まず、１番の目的といたしまして、通信政策特別委員会における議論を踏まえまして、電気通信事業分野におけるユニバーサルサービスの在り方について検討を行うことを目的としております。

続きまして、２番の名称でございますが、御案内のとおり、ユニバーサルサービスワーキンググループとさせていただきます。

検討事項でございますが、ここに掲げております、その他必要と考えられる事項を含めた６点でございます。ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方、そして電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について、そしてユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方、そしてその安定的かつ効率的な提供の確保の在り方、そしてその他必要と考えられる事項を含めた６点でございます。

続きまして、構成及び運営に関しまして、別紙の方を御覧ください。

本ワーキンググループの構成員としまして、こちらに記載させていただいております１２名の方々に就任していただいております。そして、オブザーバにつきましては、こちらに記載している１４団体及び企業の方々に就任していただいているところでございます。

本体の方に戻っていただきまして、構成及び運営のところの続きでございますが、（４）主査は、必要があるときは、必要と認める者を、このWGのオブザーバとして追加するこ

とができるというところにつき、(5)のところで、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができるというふうにしております。

そして、議事と資料等の扱いでございますが、こちらのWGにつきましては、原則として公開することとしております。そして、必要と認める場合については非公開とすることとしております。同じく、資料及び議事概要についても原則としてホームページに掲載し公開することとしております。こちらについても、必要と認める場合については非公開とするというふうにしております。

以上が、ユニバーサルサービスワーキンググループの開催要綱(案)というところでございます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本ワーキンググループの開催要綱につきまして、案のとおりとしてよろしいでしょうか。

特段の御意見ございませんので、それでは、開催要綱につきましては案のとおりとさせていただきますと思います。ありがとうございます。

次の議題に移ります。

次は、事務局より本ワーキンググループの検討事項について御説明をいただきたいと思っております。

それでは、資料の1-2に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 それでは、引き続き、事務局よりユニバーサルサービスワーキンググループの設置の背景や検討事項について御説明いたします。

資料の1-2を御覧ください。

ページをおめくりいただいて、1ページ目でございます。

まずは、本ワーキンググループが設置されている通信政策特別委員会における検討につきましては、昨年の8月の情報通信審議会への諮問からスタートしているところでございます。こちらの諮問ですが、電気通信事業法及びNTT法の改正法における施行3年後見直し規定に基づき、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について諮問したものでございまして、9月以降、通信政策特別委員会の場で、ここに示している答申を希望する事項について検討を行ってまいりました。

通信政策特別委員会における12月までの議論を踏まえまして第一次答申(案)が取りま

とめられ、その答申（案）について、昨年の12月28日から今年の1月20日までの間、意見募集が実施されたところでございます。その第一次答申（案）におきまして、後ほど御説明いたしますが、更に検討を深めていくべきとされた事項について、本ワーキンググループを含む3つのワーキンググループを設置し、検討を深め、夏頃までに通信政策特別委員会に報告し、答申を予定しているところでございます。

おめくりいただいて、次のページからが第一次答申（案）の概要でございます。

検討の方向性という部分になりますが、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえまして、その実現のために検討すべき論点を整理したところでございます。その内容でございますが、ここに示している1から3の事項を確保することを基本とし、特に1の通信政策として確保すべき事項とされたものとして4つ示された事項の中でも特に3番の「国際競争力」を確保するというところに関しまして、早期に結論が得られた事項が、「速やかに実施すべき事項」として、答申（案）において提言されております。本WGを含む3つのワーキンググループで検討するのは、それらの速やかに実施すべきとされたものの以外の事項でございまして、それらを、後ほど御紹介する5ページの論点一覧として整理しているところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただいて、3ページが、この答申（案）における提言の背景でございます。上の段には、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像として、各種情報通信インフラの相互補完により、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装を進めるというふうにされております。そして、中段の部分で、電気通信市場の環境変化の中でも、特に国際競争の熾烈化という部分を踏まえまして、我が国の情報通信産業については、海外の旺盛な需要を取り込むことが今後の成長の鍵であるとし、一方で、それを十分には取り込めておらず、国際競争力が高いとは言えない状況があるとされております。

それらの状況を踏まえまして、国際競争力の強化を図る鍵として、イノベーションを促進していくために積極的な研究開発とグローバルな視点を持った機動的な事業運営が求められるとしているところでございます。

次のページを御覧ください。

以上のような状況を踏まえまして、NTTは旺盛な海外需要に対する取組を進めており、特にIOWN構想によるゲームチェンジが実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力の飛躍の契機としても期待されるということで、それを法制度面から支援すること

が重要であるとして、このページに掲げております３つの事項を中心として、速やかに実施すべきとされているところでございます。

それぞれの規定の趣旨や背景については、時間の都合上割愛させていただきますが、研究の推進責務と研究成果の普及責務については、ＮＴＴにおける積極的な研究開発を進めるためにも撤廃することが適当としており、外国人役員規制につきましては、グローバルな視点をもった機動的な事業運営を可能とするために緩和することが適当としているところでございます。

以上が、第一次答申（案）において取組の方向性として示された事項でございますが、それ以外の論点については、引き続き関係者の意見を幅広く聴きながら、今後更に検討を深めていくべきとして、こちらの５ページに論点１から論点１４として、整理されているところでございます。ユニバーサルサービスワーキンググループにおいては、この１から４の論点を主に取り扱う予定としているところでございます。

続いて、６ページを御覧ください。こちら、先ほどの開催要綱（案）のところでも御紹介したとおり、検討項目と構成員等について記載させていただいております。

続いて、７ページを御覧ください。

本ワーキンググループにおける検討項目における、開催要綱に掲げているそれぞれの項目について、それぞれ具体的にどのようなことを検討していくかというところをお示ししている部分でございます。より具体的な個別の論点についての御説明は、後ほど改めて事務局よりさせていただきます。

以上が、本ワーキンググループの検討の背景及び検討事項でございます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。本ワーキングの位置付けが全体の中で明らかになったというわけでございます。

それでは、続きまして、本ワーキングにおける検討の前提となる基礎的な情報及び個別の論点につきまして、事務局から説明をいただきます。

資料の１－３に基づいて説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料の１－３、ユニバーサルサービスの在り方について、事業政策課の柳迫より御説明します。

１ページを御覧ください。

最初に目次でございます。Ⅰがユニバーサルサービスの概要で、Ⅱが本ワーキンググループにおける検討事項でございます。

それでは、まず、ユニバーサルサービスの概要について御説明したいと思います。

2 ページを御覧ください。

最初に、ユニバーサルサービスの基本的な考え方について御説明します。

次のページをお願いします。

3 ページでは、ユニバーサルサービスの検討に当たっての考え方についてですが、まず、ユニバーサルサービスは電気通信事業法第7条において、基礎的電気通信役務と規定されておりまして、中身としては、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき役務ということで、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならないとされております。まず、①のユニバーサルサービスの対象役務の在り方について検討するに当たりまして、従来から基本的3要件に基づいて検討されており、不可欠性として国民生活に不可欠であること、低廉性として誰もが利用可能な料金で提供されること、利用可能性として全国どこでも利用可能であることの3つにしたがって、対象役務の範囲が検討されてきております。

次に、②としまして、ユニバーサルサービス責務の在り方です。ユニバーサルサービス責務には2種類ございまして、1つ目があまねく提供責務でございます。これは、他事業者の提供地域でもサービスの提供責務を負うというものでございまして、現在のNTT法第3条の電話役務のあまねく提供責務がこれに当たります。2つ目が最終保障提供責務、いわゆるラストリゾート責務でございます。こちらにつきましては、他に提供事業者がない地域に限りサービス提供責務を負うものでございます。

次に、③としまして、ユニバーサルサービス交付金制度の在り方についてでございます。具体的な検討課題としては、例えば交付金による支援対象役務の範囲ですとか、支援を受ける適格事業者の要件、補填に係る非効率性の排除の必要性等、こういったところを御議論いただければと思います。

最後に、④としまして、ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方でございます。電気通信事業法上、ユニバーサルサービスとして、料金の低廉性を具体的に確保する仕組みというのは今の規定ではございませんけど、他方で、電話につきましては、特定電気通信役務、こちらはNTT東西の不可欠設備を用いたサービスのうち、利用者利益に及ぼす影響が大きい役務ということで、プライスカップ規制が課されており、実態として、これが電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保に貢献しているところでございます。

4 ページを御覧ください。

N T T東西のネットワークの公共性についてでございます。N T Tは、電電公社から承継した電柱、管路・とう道といった全国の線路敷設基盤を活用して固定通信回線の設置を行っておりまして、左下の円グラフにある固定通信回線のアクセス回線のシェアは、メタル回線で約95%のシェア、光ファイバで約74%のシェアということで、固定通信サービスの提供に不可欠な役割を果たしています。また、固定通信回線のうち、N T T東西の光ファイバにつきましては、移動通信サービスでエントランス回線として利用されておりますので、固定通信だけでなく移動通信においても公共的な役割を果たしているところでございます。光ファイバの課題が右下に記載してございまして、光ファイバの未整備世帯が今10万世帯残っていること、公設地域も150万世帯以上あるということで、こういった課題解消が急務となっているところでございます。

5 ページを御覧ください。

通信サービス・電気通信設備の変遷と線路敷設基盤の不可欠性についてでございます。こちらにつきましては、電電公社が民営化された1985年頃と現在の比較ですけど、1985年頃は通信サービスは固定電話、電気通信回線設備はメタル回線が中心でございましたけど、現在ではサービスは固定電話に加えてI P電話・ブロードバンド、携帯電話と多様化し、設備につきましても、メタル回線だけでなく光ファイバが整備されてございまして、光ファイバの上に基地局がございます。

このように、サービスや設備の変遷というのは時代とともに変化してきてはいますが、電柱、管路・とう道等といった線路敷設基盤につきましては、時代が変わっても不可欠性に変わりがないというものでございます。

6 ページを御覧ください。

N T T法で規定するN T T東西の自己設備設置要件と重要設備の譲渡等の認可でございます。こちらにつきましては、N T T法の趣旨としまして、ユニバーサルサービスを含む地域電気通信業務の安定的な提供等を確保するために、電気通信設備につきましては、自己設備設置要件が課されております。例外としましては、ワイヤレス固定電話を提供する場合に、地域限定で他者設備の利用を認めているものがございます。

もう一つ、重要設備の譲渡等の認可につきましても、電気通信幹線路とこれに準ずる電気通信設備の譲渡等が認可の対象になってございまして、先ほど御紹介した線路敷設基盤は工作物であるため電気通信設備に該当しないということで、認可の対象外となっている

ところでございます。

7 ページを御覧ください。

次に、電話のユニバーサルサービスについて御説明します。

次のページをお開きいただきまして、8 ページが固定電話の契約数の推移でございます。

メタル固定電話の契約数は、ピーク時には6,285万ございましたけど、直近では1,469万と減ってきておりまして、他方でIP電話の契約数が増えてきてございます。そのため、全体としては、約6,000万の水準というところでございます。

9 ページを御覧ください。

電話のユニバーサルサービス制度の概要でございます。①の対象役務につきましては、電気通信事業法施行規則において、固定電話と公衆電話と緊急通報がユニバーサルサービスに位置付けられているところでございます。

②の責務としましては、NTT法で、NTT持株、NTT東西に対しまして、電話役務のあまねく提供責務が課されているところでございます。

③の交付金制度につきましては、電気通信事業法で不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度がございまして、現在第一種適格電気通信事業者の指定を受けているNTT東西に交付金が交付されているところでございます。

④の料金の低廉性の確保につきましては、先ほど御説明したとおり、電気通信事業法で、特定電気通信役務に対するプライスカップ規制が実質的に電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保に貢献しているというところでございます。

10ページを御覧ください。

電話のユニバーサルサービスの対象を具体的に整理したものでございます。固定電話のうち、メタル固定電話に加えて、ワイヤレス固定電話や光回線電話でもユニバーサルサービスとして提供可能となつてございます。一方で、ブロードバンドと重畳して提供する光IP電話や携帯電話は、ユニバーサルサービスには位置付けられていないところでございます。

ユニバーサルサービス責務につきましては、公衆電話も含めて、ユニバーサルサービスの対象とリンクするような形で紐付いてございます。交付金の対象につきましては、メタル固定電話と公衆電話が補填の対象になってございます。ワイヤレス固定電話につきましては、このメタル固定電話の補填額を算定するときの高コスト地域を特定する回線数の中に組み込まれているところでございます。光回線電話につきましては、基本的にIRUで

提供されるため、補填の対象になってございません。料金の低廉性確保につきましても、特定電気通信役務のプライスカップ規制の対象であるメタル固定電話と公衆電話に規制がかかっているところでございますけど、ワイヤレス固定電話と光回線電話につきましても、※4にございますとおり、省令で加入電話の基本料金の額を超えない額で提供されるものとされてございますので、低廉性が確保されているところでございます。

11ページを御覧ください。

今度は電話のサービスの比較でございます。固定電話のうち、この表ではメタル固定電話と光回線電話がユニバーサルサービスになっておりまして、具体的なサービス提供事業者とサービスを例示していますけど、こちらにつきましては、住宅用3級局の場合1,700円で提供されているところでございます。ユニバーサルサービスの対象外である光IP電話、サービス例としてひかり電話につきましては、ブロードバンドと重畳して提供されるため、例えばF T T Hの利用料の5,200円に加えてオプションの500円を支払ってひかり電話を利用することになります。あと光ファイバを使った電話単体のサービスとして、ひかり電話ネクストがございまして、こちらは2,500円の月額基本料となっております。携帯電話につきましては、月額の基本料金が安いものが登場してきているところでございます。

12ページを御覧ください。

ワイヤレス固定電話の概要でございます。メタル回線の老朽化等が進む中で、N T T東西が、老朽化したメタル回線の再敷設を回避して、効率的にあまねく提供責務を履行できるように、不採算地域等に限定してワイヤレス固定電話を実現可能としたものでございます。こちらにつきましては、令和2年のN T T法の改正で制度化したものでございますけど、もともとN T T法では自己設備の設置要件がございまして、その例外として他者設備の利用を認めたものでございます。ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合が下のオレンジ色のところに2つ記載してございます。1つ目が、電話の提供が極めて不経済となる場合、2つ目が、災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合の2つでございます。

13ページを御覧ください。

公衆電話についてでございます。公衆電話のうちユニバーサルサービスに位置付けられているのは第一種公衆電話でございまして、趣旨としては、社会生活上の安全、戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービスとして位置付けられ、交付金の補填の対象となっております。他方で、左のグラフを見ていただきますと、公

衆電話の通信回数が年々減ってきてございまして、採算が悪化していることを踏まえまして、2022年に第一種公衆電話の設置基準を緩和しました。具体的には、全国約10万9,000台から約3万台まで緩和することにしまして、これを10年かけて削減していくところでございます。また、災害時用の特設公衆電話を新たにユニバーサルサービスに追加しております。公衆電話につきましては、現在メタル設備で提供されているところですけど、NTT東西としては、コスト効率が悪化するメタル設備を縮退していく考えでございます。それも踏まえて御議論いただければと思っています。

14ページを御覧ください。

電話のユニバーサルサービス交付金制度の支援対象でございます。支援対象としましては、固定電話の基本料部分につきましては、ベンチマーク方式が採用されておまして、これは全国の収容局ごとの1回線当たりの平均単価をコストが高い順に右から並べまして、高コストの上位4.9%に属する収容局を高コスト地域というふうに定義しまして、全国平均単価＋2σを上回る部分、このピンク色のところを補填する仕組みでございます。

支援対象事業者としましては、第一種適格電気通信事業者として総務大臣の指定を受けた事業者ということで、NTT東西が指定されています。指定の要件としましては、ユニバーサルサービス収支を公表していること、接続約款等を公表していること、そして業務区域の範囲が一定の基準に適合していることの3つが要件でございます。3つ目の要件である業務区域の範囲につきましては、原則都道府県を単位としておまして、この各都道府県において固定電話の役務提供可能世帯の割合が100%であるということと、公衆電話について設置台数が都道府県ごとの設置基準に適合していること、これらが基準になっております。

また、下のオレンジ色の部分にございまして、NTT法で電話役務のあまねく提供責務が課されておりますので、電気通信事業法の交付金制度とNTT法の責務規定の両者が一体となって適用されることによって、電話のユニバーサルサービスの安定的な提携の確保が図られているところでございます。

15ページを御覧ください。

電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組みでございます。こちらは、真ん中の表を見ていただきますと、NTT東西それぞれの固定電話の基本料部分と、第一種公衆電話の損益が載っております。いずれも赤字となっております。これを右側の全体のユニバーサルサービス収支で見ていただきますと、この3年間は、それぞれ500億円以上の赤

字になっております。一方で、補填額については60億円台ということで、1番号当たりの単価が2円という水準でございます。

16ページを御覧ください。

ここからは、ブロードバンドのユニバーサルサービスについて御説明します。

次のページを御覧ください。

17ページが、情報通信インフラの整備状況でございます。

総務省では、昨年4月にデジタル田園都市国家インフラ整備計画を改訂してございまして、FTTHや5G、4Gの整備、NTNの早期国内展開等の取組を推進しているところでございます。

光ファイバの整備状況につきましては、2022年度末時点で世帯カバー率が99.84%ということで、未整備世帯が10万世帯となっております。目標としましては、2027年度末までに世帯カバー率99.9%、未整備世帯5万世帯というところが目標として掲げられてございます。

右側のグラフに行きまして、公設光ファイバの民設移行に関する自治体の状況としまして、条件不利地域の504市町村にアンケートをしたところ、民設移行の予定があるところが48、協議中が159、検討中などが131の自治体となっているところでございます。

左下にいきまして、携帯電話の整備状況について、2022年度末時点で5Gの人口カバー率が96.6%、4Gの人口カバー率が99.9%、4Gのエリア外居住人口が0.6万人になってございます。

右下の衛星コンステレーションの動向につきましては、固定ブロードバンドサービスへの利用ですとか、携帯基地局のバックホールへの導入等が行われているところでございます。サービスについては、欧米を中心とした企業への業務提携などによって国内事業者が展開しているところでございます。また、スマートフォン等から衛星に直接通信を行うサービスの計画も今進んでいるところでございます。

18ページを御覧ください。

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の概要でございます。

①の対象役務につきましては、電気通信事業法施行規則において、FTTHとケーブルテレビのHFC方式、ワイヤレス固定ブロードバンドの専用型がユニバーサルサービスに位置付けられてございます。

②の責務規定は、ブロードバンドのユニバーサルサービスにはございません。

③の交付金制度につきましては、不採算地域の維持費用を一部支援する交付金制度が設けられたところで、交付金制度の稼働に向けて準備しているところでございます。

④の料金の低廉性確保の仕組みもございません。

19ページを御覧ください。

ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象について整理したものでございます。この表のうち、オレンジ色の部分がユニバーサルサービスの対象でございまして、F T T Hと、ケーブルテレビのH F C方式と、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型のサービスの提供事業者とサービスを例示してございます。ユニバーサルサービスの対象外になっているものとして、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型、モバイルサービス、N T Nなどがございます。

20ページを御覧ください。

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の支援対象でございます。支援区域につきましては、電話のユニバーサルサービス交付金制度は都道府県を業務区域の単位としてございましたけど、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度は、町字単位で支援区域を指定する仕組みでございます。支援区域は、モデル上の赤字地域である一般支援区域とモデル上の大幅な赤字地域や未整備地域、公設地域などを含めた特別支援区域がございまして、支援区域の指定の要件としましては、競争中立性の観点から、区域内においてブロードバンドサービスを提供する回線設置事業者が一者以下であることが要件になっています。交付金の支援の要件としまして、一般支援区域は、ブロードバンドのユニバーサルサービス全体の収支が赤字であること、他方で、特別支援区域は、未整備地域の解消や民設移行が特に求められる地域ということで、全体のブロードバンドのユニバーサルサービス収支が黒字の事業者であっても支援を受けられるという違いがございます。

支援対象事業者は、第二種適格電気通信事業者の指定を受けた者でございまして、指定の要件としましては、ユニバーサルサービス収支の公表、特別支援区域整備・役務提供計画書の公表、ブロードバンドの業務区域の範囲が支援区域を含むこと、こういったことが要件になっておりまして、電話のように、世帯カバーが業務区域で100%という要件が含まれていないという点で違いがございます。また、下のオレンジ色のところに書いてございますように、ブロードバンドのユニバーサルサービスの方は責務規定がないため、事業者の判断でユニバーサルサービスが提供されなくなるおそれが課題としてございます。

21ページを御覧ください。

諸外国におけるブロードバンドの提供主体の確保に関する制度の比較でございます。イギリスやフランスでは、ユニバーサルサービスプロバイダにつきまして、公募が不調の場合などにつきまして、政府が事業者を指定する仕組みというのがございます。ただし、実際に指定されている事業者は、基本的には旧国営事業者となっています。ドイツでは、政府がモニタリングをしてアフォーダブルな料金でサービスが提供できない地域を指定しまして、アフォーダブルな料金で提供する事業者がいらない場合に、政府が提供事業者を指定する仕組みがございます。オーストラリアでは、ブロードバンドの整備につきまして、政府100%出資のNBNカンパニーが指定されているところでございます。アメリカでは、リバースオークションでユニバーサルサービスの適格電気通信事業者を指定する仕組みがございます。

23ページを御覧ください。

これまで説明した内容を踏まえまして、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較でございます。大きな違いとしましては、一番下のユニバーサルサービス提供の責務について、電話では責務規定がございますけど、ブロードバンドでは責務規定がありません。また、上から2つ目のユニバーサルサービス提供事業者に対する業務規律では、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するために、契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務が定められていますけど、ブロードバンドの場合は、約款の届出義務につきましては、規律の対象が契約数が30万を超える事業者である場合とか、特段の合意がある場合は約款によらない役務提供も可能といったところに違いがございます。料金の低廉性の確保につきましては、電話もブロードバンドもユニバーサルサービスとしての規律はございませんけど、電話の方は、先ほど御紹介したとおり、特定電気通信役務に対するプライスカップ規制が事実上料金の低廉性確保の役割を果たしてきたという違いがございます。

以上がユニバーサルサービスの概要でございまして、次の24ページをお開きいただきまして、ここからは、本ワーキンググループの検討事項について御説明します。

25ページにございますとおり、通信政策特別委員会の第一次報告書では、通信政策として確保すべき事項の1つとして、通信サービスが全国に届く、これは不採算地域を含むサービスの提供ということで論点案が整理されてございます。本ワーキンググループでは、この部分を集中的に御議論いただきたいと思います。とっております。

具体的な論点が、次の26ページ以降でございます。

大きく4つございます。論点の1つ目が、27ページにございますとおり、ユニバーサルサービスの基本的考え方でございます。

こちらは、論点（案）の1－1を御覧いただければと思います。まず、ユニバーサルサービスに位置付ける役務でございます。1つ目のポツにございますとおり、ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、基本的3要件に照らして検討していくことが適当ではないかとしてございます。また、不可欠性は、これを満たすために必要な役務の品質、低廉性は利用者料金の水準、利用可能性は役務の普及状況、こういったものを特に勘案することが求められるのではないかとしてございます。

次の28ページを御覧ください。

1－2として、ユニバーサルサービスの責務がでございます。1つ目のポツにございますとおり、IP化やブロードバンド化等の進展に対応し、固定電話中心からブロードバンドを軸に無線も活用した制度に見直すべきではないかとしてございます。

次の29ページを御覧ください。

ここからが論点の2つ目、電話のユニバーサルサービスについてでございます。

論点（案）の2－1を御覧ください。ユニバーサルサービスに位置付ける役務、こちらにつきましては、1つ目のポツにございますとおり、基本的3要件に照らして、光IP電話や無線サービス等の扱いを含めて、電話のユニバーサルサービスの在り方についてどのように考えるかとしてございます。

30ページを御覧ください。

2－2として、公衆電話の扱いでございます。公衆電話の提供に用いられるメタル回線は、コスト効率が悪化しておりまして、他方で携帯電話が普及している状況でございます。そうした状況なども踏まえまして、公衆電話の社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、公衆電話の今後の位置付けについてどのように考えるかというものでございます。

また、2つ目のポツにございますとおり、災害時の通信手段の確保の観点から、特設公衆電話の普及を進めることについてどのように考えるかとしてございます。

2－3がユニバーサルサービスの責務の在り方、次の31ページにいただきまして、2－4が交付金制度、2－5が料金の低廉性の確保、2－6がメタル回線の縮退でございます。メタル回線の縮退につきましては、2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合に、NTTや国等においてどのような取組が必要となるかとしてございます。

次の32ページを御覧ください。

論点の3つ目、ブロードバンドのユニバーサルサービスについてでございます。3－1でユニバーサルサービスに位置付ける役務としまして、2つ目のポツを御覧ください。不採算地域では効率的な整備・維持が必要となり、相対的に利用者数が少なく輻輳が生じにくいと考えられますので、基本的3要件を踏まえつつ、例外的に無線の更なる活用も検討することが適当ではないかとしております。無線の活用の例としまして、3ポツ目にございますとおり、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型ですとかモバイルサービス、NTN、こういったものを記載しているところでございます。

33ページを御覧ください。

3－2がユニバーサルサービス責務でございます。1つ目のポツでは、ブロードバンドは、多様な設備設置事業者が競争的に役務提供しているという状況もございますので、最終保障提供責務とすることが適当ではないかとしてございます。

2つ目のポツでは、最終保障提供責務については、電電公社から線路敷設基盤を承継したNTTがその役割を担うことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるかとしてございます。

3－3が交付金制度、3－4が料金の低廉性の確保でございまして、こちらにつきましては、地域間の料金格差が生じないようにするための措置についてどのように考えるかとしており、また、交付金の交付を受ける事業者には一定の措置を講ずることも考えられるかとしてございます。

最後の34ページは、論点の4つ目、NTT東西の自己設備設置要件でございます。

4－1が設備の自己設置要件でございまして、設備の効率的な整備・運用を図る趣旨等を踏まえ、自己設備設置要件の在り方についてどう考えるかというものでございます。

また、4－2が設備の設置概念でございまして、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じているところ、自己設備設置要件における「設置」の概念も合わせて検証することが適当ではないかとしていただいております。

以上、ユニバーサルサービスの全体像と、通信政策特別委員会で議論されてきた論点の主なポイントを御紹介しました。

以上、よろしくお願いします。

【三友主査】 大変御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。今回は初回でございますので、まず、構成員の皆様から、ただいまの事務局からの説明をいただ

いた資料の１－３について御意見あるいはお考えをお願いできればというふうに思います。初回ですので、ぜひ御挨拶も含めてお願いできればというふうに思います。

順番ですけれども、まず最初に、構成員の皆様からコメントいただいた後に、オブザーバの皆様からお話をいただきたいというふうに思います。構成員の皆様ですけれども、いつも申し訳ないんですけども、五十音順に御指名をさせていただければというふうに思います。

それでは、早速でございますけれども、相田主査代理からお願いできますでしょうか。お一人様３分以内でお願いできるとありがたいです。それでは、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

まず、事務局に確認させていただきたいんですけども、資料１－３の１７ページ、４Ｇエリア外居住人口０．６万人と書かれているのは、ＭＮＯ４社さん、いずれのサービスも受けられない人口が０．６万人ということでしょうかということで、ちょっと確認させていただければと思います。

それであと３点ほど、日頃思っていることをコメントさせていただきますと、私、ブロードバンドのユニバーサルサービスの検討にはこれまでも参加させていただいたんですが、ユニバーサルサービス政策委員会等々の議論には参加させていただいていないので、ちょっと的外れになるかもしれませんが、まず１点目は、やはり携帯電話の位置付けです。この資料の中でも、携帯電話等はユニバーサルサービスではありませんということが何度か書かれていたんですけども、この資料３ページ目の３要件というんですか、不可欠性、低廉性、利用可能性という観点から言えば、今や携帯電話は明らかにユニバーサルサービスとして位置付けるべきなのではないかと。携帯電話の重要性もあって、今災害時あるいはネットワーク障害等のときには他社にローミングできる仕組みとかいうのを実用化しようとしているんですけども、例えば今回の能登半島地震で非常に携帯電話の設備の被害が大きかったというので、特定の会社さんが、もうある地域から、携帯電話サービスから撤退するというようなことがあったときに、現在の制度でもってそれを止める仕組みがあったりするのかなとかということで、もちろん電波割当のときの開設指針ということで、どれだけやりなさいというようなことが求められてはいるわけですけども、そういう撤退規制みたいなもの、退出規制みたいなものが携帯電話に対してもあっておかしくないんじゃないかというようなことはあります。その携帯電話の位置付けというのがはっ

きりしてくれば、また音声サービス及びブロードバンドサービスにおいて、従来から言われているユニバーサルサービスとの間で代替性があるのかというようなことで議論を深めていけるんじゃないかなというふうに思っておりますというのが1点目です。

2点目は、固定電話の料金に関してで、この④の低廉性確保の在り方ということに対してやや反することになるんですけども、今、最新でNTT東西さんから出ている接続料の改定の申請でもって、ドライカップの接続料がもう1,700円を超そうという段階になっております。3級局で固定電話の基本料が1,700円と言っているわけですけども、1級局、2級局はもっとそれより安いというようなことで、その級局による基本料金の差というのは、従来は単一料金でかけられる範囲が違うから、そこでの便益が違うからというような説明がなされてきたわけですけども、もう今月からですか、PSTNマイグレーションでもって全国通話料金は一律になった。それに対して基本料金の方がもう原価を下回りそうな値段に設定されているというようなことで、先ほどNTTさんの赤字がユニバーサルサービス交付金では全く補填できていないというような説明もございましたけれども、固定電話サービスに関する基本料金あるいは通話料もかもしれませんけど、適正に設定されているのかというようなことについて議論する余地があるんじゃないかなというふうに思っております。

3点目は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの品質に関するところで、昨日ブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金算定のワーキンググループで、三友先生から、ブロードバンドをユニバーサルサービスと位置付ける意味付けというものについて、もっと明確にというようなことがございましたけれども、そこを明確にしていくことにしたがつて、どういう品質が必要なのかというようなのも議論しやすくなってくるということで、現状、やはり名目速度で30Mbpsということで、実質速度等が全く議論に載っていないというようなところにもう少し踏み込んでいかないと、先ほど申しました固定ブロードバンドとモバイルブロードバンドとの差異や代替性があるのかというような議論になかなか現状だと踏み込んでいきづらいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。事務局、最初の点だけちょっと確認をお願いします。

【柳迫事業政策課調査官】 相田先生、ありがとうございます。17ページの4Gのエリ
ア外人口ですけど、これはいずれの4Gのサービスも利用できない人口になります。

先ほど相田先生から携帯電話の位置付けについてコメントがございましたけど、まさに今回のこのワーキンググループで、ユニバーサルサービスに位置付けるサービスとして、モバイルサービスも含めて、基本的３要件に照らして何がユニバーサルサービスかという点について御議論いただければと思っています。

なお、御留意していただきたい点としましては、伝統的にユニバーサルサービスは、住宅ですとかオフィスですとか、固定地点における通信の確保という考え方がございます。ＥＵ指令でもそういった考え方が従来から採用されており、最近では、固定地点で提供されないサービスの保障も選択可能となっています。まず、モバイルサービスをユニバーサルサービスかどうかと考えるときは、このモバイルサービスによって固定地点の通信の確保なのか、人の移動できるところ、モビリティのある部分も含めてユニバーサルサービスとして保障するのかというところは、コスト負担にも影響がございますので、本ワーキンググループで議論するに当たりましては、そういった観点も踏まえて御議論いただければと思います。

固定電話の料金につきましても、ドライカップの接続料の高騰というお話がございました。メタル回線を前提とした固定電話を中心としたユニバーサルサービスでアフォーダブルな料金を維持していくということがだんだんと難しくなっていることだと思しますので、メタル回線だけではなくて、無線ですとか光回線も含めて、音声通信のユニバーサルサービス確保の在り方について御議論いただければと思います。

ブロードバンドのユニバーサルサービスにつきましては、令和４年の事業法改正で創設されたものでございますけど、こちらにつきましては、もともと前提としては、テレワーク、遠隔医療、遠隔教育、こういったものが双方向でやり取りできるブロードバンド環境というのが議論の出発点でございましたので、そういった面も踏まえまして、品質面につきましても御議論いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。構成員の皆さんの御意見に全部回答していると、２時間ぐらい更にかかりますので、最後にまとめて事務局から意見を聴きたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。どうも、相田先生、ありがとうございました。

続きまして、大橋先生も御参加いただいていますでしょうか。

【大橋構成員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【三友主査】 すいません。それでは、大橋先生、よろしくお願いいたします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。

ユニバーサルサービスについて、国民に不可欠な通信役務であって、その点で3要件というのは引き続き理にかなっている要件設定ではないかと思います。

他方で、ユニバーサルサービスという広域的な役務の提供を民間事業に依存しているという中において、低廉性をどのように考えるかは、改めて振り返ってもいいのかなと思います。民間事業者に責務を課すにしても、適格電気通信事業者とすることでの交付金の支援が、低廉性に伴って要する事業提供費用を埋め合わせまでに至らない場合に、こうした赤字を縮減する工夫も必要になるのかなというふうに思います。1985年にN T Tが独占的に提供してきた固定電話なりあるいはメタル回線を基礎的電気通信役務の対象としてきたわけですが、こうした役務は、引き続き災害において重要性が残ると思いますけれども、他方で、携帯電話が災害時に被災者にとって重要な役割を果たしているという点もあると思います。ユニバーサルサービスの範囲は、技術の進展に伴って位置付けが変わってくることで、また、古い技術をメンテナンスしていくことの社会的コストも高いことを十分踏まえた議論をするべきなのかなと思います。

ユニバーサルサービスとして対象とする役務をどのような範囲にするのか、これも通信の安定性も加味した上で技術中立性の視点も重要だと思いますし、また、国民が重層的な手段で通信にアクセスできるということの重要性もあるんだと思います。こうした点を考えながらユニバーサルサービスの在り方を議論する、今回よい機会なんだろうと思います。

ユニバーサルサービスの対象が変われば、効率的なサービス提供の観点から、提供義務のはめ方、また提供義務の対象となる事業者の範囲も変わってくるんだろうと思います。この場合、ブロードバンドにおける第二号基礎的電気通信役務の仕組みも大変参考になると思いますし、また、英仏を含めた海外の状況も参考になると思います。地域性の違い、あるいは競争事業者の有無の存在なども加味しながら、最適かつ効率的な仕組みを考えるべきなんだろうと思います。

最後になりますけれども、ここでのユニバーサルサービスの議論は、公正競争の議論とも関係するところがあると思っています。ユニバーサルサービスという概念と公正性という概念は、共に公益性を含意したものであり、公正競争における公正性の概念整理をしていただく中において、ユニバーサルサービスの議論との整合性もしっかり見ていただけれ

ばと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 では、私の方から、2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

まず1点目が、この通信の市場というのは、非常に公益性が高いながら、競争も同時に導入してきた点で「公益事業の優等生」とも呼ばれてきた市場だと理解しています。2004年ぐらいから基本的には事後規制に移行し、かなりの競争が進展し技術革新も促されてきて非常に褒められる業界であったんですけれども、一方で、このユニバーサルサービスの話というのは、どうしても義務というか、誰かがある程度マイナスの面を引き受けているようなイメージで捉えられて語られる側面があったのではないかと感じています。ただ個人的には、もっと長期の観点で見ると、このようなサービスを担当されている事業者さんというのはもっと高い評価を受けても良いのだらうと思っています。ブロードバンドの基盤整備を担う事業者さんが将来的にはもっと評価されていって、これを担当されているからこそ収益的にもプラスになっていく、今の環境問題への取組を行う企業のような形になるのが理想なのではないのかなと、個人的には考えています。

ただそうは言っても、まだ導入の途中でございますので、過渡的な措置としては、やはり諸外国の事例なんかを見ても、政府が指定をしたり、一定の条件を満たした事業者さんが実施したりとかという形で義務付けを行わなければいけない面というのがどうしても出てくるのではないかと考えております。そこは実際の目の前の課題として、このワーキンググループで取り組んでいく必要があると思いますが、将来的にはこの義務を課させていただいている事業者さんが評価されて、それが事業面でもプラスに還元されていくという形のものでできればいいのかなというふうな意識を持って参加させていただきたいと思っています。

それから2点目なんですけれども、資料中に2030年頃の姿といたしまして、陸・海・空・宇宙がシームレスにつながるというふうなことを目指していらっしゃるんですけれども、先日の能登半島地震のところで注目されているところを見ますと、「キャリア間の連携」が注目されて取り上げられているという印象を持っております。陸路が使えないため、船を持っていらっしゃる事業者さんであるとか、衛星の利用に強みを持っていらっしゃる

事業者さんであるとか、それぞれの事業者さんが得意な領域を持っていったり相互に補完し合ってサービス提供されていた面というのが有効に機能したという点が大切だと思えました。一口にユニバーサルサービスでブロードバンド基盤の整備といっても、各地域でそれぞれの事業者さんの強みを発揮していただくことで、より充実したサービスを提供ができる可能性もまだまだ十分、過渡的な段階としては残っているのかなというふうに感じたところでございます。

そういう意味で言いますと、日本全国を特定の事業者さんがすべてを背負って何かをやるということではなくて、複数の事業者さんが相互に協力し合ってブロードバンドの基盤整備が達成できていくといいのかなと感じているところです。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、砂田構成員、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。

私は、情報システムの事例研究を専門にしております。情報システムというと日本ではコンピューターを応用したITシステムというテクノロジー系を指す場合が多いんですけど、それだけではなくて、人・組織・社会といった人間系の双方で考えています。ですので、どうしても利用側のことが気になりますし、技術革新と制度革新の調和という点にも目がいきます。そうした立場からの問題意識を3点申し上げたいと思います。

1点目は、利用側の現状とニーズです。現状を踏まえますと、やはり一番身近な通信手段は、スマホ、携帯電話になってきていると思いますので、私も、相田先生がおっしゃったように、ユニバーサルサービスとして携帯を位置付けるべきなんだろうなというふうに思います。例えばスマホのユーザーからとってみれば、音声通話もアプリの一つという認識になっているのが現状であろうかと思います。ただ一方で、高齢者世帯などで固定電話が一番身近な通信手段だというニーズもまだありますので、こうした利用者の現状やニーズをこれまでも十分考慮されて制度がつくられてきたと思いますが、より重視していく必要があるというのが1点目です。

2点目は効率性です。人口減少が進む中では、ユニバーサルサービス事業の効率性は極めて重要で、事業者レベルだけではなくて、社会全体でそれを追求することが求められます。2030年に向けてインフラシェアリングなど通信インフラの全体最適な効率化が進みつつあります。ユニバーサルサービスにおいても全体最適の視点は欠かせないと考えています。

3点目は、効率性追求とも関係しますが、イノベーションです。例えば遠隔医療では、

過疎地や離島ほどその恩恵を受ける可能性もあります。その際の通信インフラとして、低価格で通信品質も安定した新しい衛星のサービスや無線のサービスがどんどん出てくると、日本企業からもそういった技術やサービスが提供されるようになること、つまりイノベーションを期待したいです。そういった新しい技術の開発や利用が促される制度である方がよいのではないかと考えています。

今回の主要な論点とはちょっと違う観点からの話もして恐縮ですが、以上が私の今考えているところです。ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございます。続きまして、関口先生、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

私自身は、このユニバーサルサービス制度につきましては、現在の電気通信事業法第7条の第一号基礎的電気通信役務、これはもともと固定電話の時代に作った制度でございますが、制度設計当時から参画しましたので、第一号も第二号もお付き合いすることになりました。第一号基礎的電気通信役務に関しては、音声通話に閉じた規制は、そろそろ手仕舞してよろしいのではないかとおもわれますが、1－3の資料の13番目の公衆電話についての取扱いが非常に大きな議論になろうかというふうに思うんですね。

公衆電話は、災害時用の公衆電話の普及を促しながら、公衆電話そのものについては4分の1に逡減することを2022年の審議会答申で提言したわけです。ただ、このときのNTTさんの撤去計画を拝見しますと、2036年までの間に7.9万台の公衆電話の削減を行うという計画をお持ちで、最終的に3万台を維持するということを当時明らかにされているわけで、多分、人的な制約もありますから、撤去は一気にできるわけではないわけです。その意味で、加入電話についての規制はもういいような気がするけれども、公衆電話については、今後とも一気になくすことはできないと考えると、やはり電気通信事業法第7条の第一号基礎的電気通信役務の維持の一部は交付金の対象にすることが必要かなと思っています。

以上でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田でございます。

まず、今後、これからユニバーサルサービス制度をどうしていくかというのは、非常に大きな課題で幾つも検討しなければいけないことがたくさんあると思っているのですが、

このワーキンググループでの答申までの時間というのがそんなに長い間がないということで、大丈夫かなと、まず1つ不安に思っていることであります。

その中で、関口先生が最後の方におっしゃっていた公衆電話のところなんですけども、今回能登半島地震のときに特設公衆がどのくらい使われたのか、皆さんが避難されたところで特設公衆がどのくらい整備されていたのかなというのを、なかなかニュースとかに出てこないで、それはぜひ総務省でも、いずれ落ち着かれたときには調べていただきたいなと思っています。

やはり通信を確保するというところで一番公衆電話が活躍するのが、今の時代でいけば災害時というのが大きいかなと思っておりまして、一種の公衆電話の縮減を認めたのも、やはり特設公衆がきちんと整備されるということだったわけで、これからどんどん進んでいくのだろうとは思っていますけれども、私が住んでいる東村山市なども、ホームページで調べても、1か所しか、うちで言えば、本当はかなり遠くにある高校に1か所しかまだ設置の記録がないみたいなので、そういうところも含めて、きちんと今までの施策の部分がどのくらい進んでいるのかということの確認しながら議論していかなくちゃいけないかなと思っています。

今日のいただいた資料の中の30ページで、公衆電話がメタルじゃなくなった場合に、タブレットの利用もというようなことが、ベンチャーの参加も期待してとかあって、タブレットで対応するというのがどういう意味なのかは、またいずれ、この議論のところで丁寧に御説明いただければいいかなと思っています。

それからもう一つは、ユニバーサルサービスを考えていくときに、特にブロードバンドのときでも、あとモバイルについてもそうなんですけど、人口カバー率にしても速度にしても、名目というか、各社がそれぞれの基準で人口カバー率も発表していらっしゃるんで、99%を超えるような数字、5Gはなったりしていますけれども、本当にそうなのか。それでモバイルで全部通じますよねと言い切れるのかということころは、かなりもうちょっと緻密な数字が出てきたところで議論しないと、置いてけぼりのところが出てしまっているんじゃないかなというのは思っています。

あともう一つは、新しい技術がどんどん開発されていって、また新しい、みんなが通信が確保できる仕組みができるのはすごくウェルカムなんですけれども、そういうのが苦手な人たちもいるところで、どうやって人に寄り添えるようなユニバーサルサービスの通信の仕組みが確保できるかということのも大きな課題かなというふうに思っています。

あとは、負担を一体誰がしていくのかというのも、やはりもう一度改めて議論をすべきところもあるかなと思っています。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。能登半島地震の際の特設公衆電話については、事前設置型だけではなくて、事後的にNTT西日本さんが設置されたものがかなり提供されたというふうに伺っております。具体的な台数は、私、存じ上げませんが、また、もし資料等で分かりましたら、後日でも結構ですので、提供いただければというふうに思います。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林と申します。親会にも参加させていただいておりまして、本ワーキングでもよろしくお願いいたします。

前回の親会から1つ大きな事象があったのは、やはり能登半島地震が発災したことでありまして、過去、キャリア様においては一致協力して災害対応の確保に向けて尽力されていることに敬意を表するところですが、本ワーキングとの関係では、能登半島地震後、各キャリア様におかれては、スターリンクであるとか、あるいは移動基地局を活用してエリア支障を応急復旧されていたということが特筆されると思います。しかし、その応急復旧段階ではスターリンク等は有効であったとしても、あくまで応急処置ですので、その段階を超えて今後の本復旧に向けては、やはりネットワークの基盤となる光ファイバの継続的あるいは安定的な提供が重要であるということも改めて認識されたのではないかなというふうに思っています。

その上で、事務局説明資料について2点コメントさせていただきたいと思うんですけれども、1点目は15ページの電話のユニバーサルサービスの交付金制度の仕組みですが、先ほど事務局から御説明があったように、NTT東西さんと合計すると年間500億円以上の赤字を出しているというのは、これはやはりサステナブルではないという中において、他方で、この赤字を補填するために交付金を増やすということも、またなかなか国民利用者の理解も得られにくいのかなというふうに思います。と申しますのは、交付金の原資というのは国民利用者負担ですが、先ほど御説明があったように、1番号当たり月額2円ですか、これは利用者が負担しているわけですが、それを大幅に引き上げて赤字額を補填すればよいかというと、それは、とりもなおさずメタル固定電話の維持に国民利用者負担の大幅増額を認めるということになりますので、メタルの維持に対してそ

のような国民的コンセンサスでやるのは現実問題としてはなかなか難しいというふうに思っております。であれば、メタルの固定電話について、サービスあるいは設備の縮退というものを正面から認めた上で制度対応を考える必要があるのかなと思います。例えば、ワイヤレス固定電話とか光IP電話等の代替的役務によってサービスの代替を図っていきながら、そういったものに交付金制度の対象を振り替えていくというのも合理的な解かもしれないというふうに思っています。

次に、ブロードバンドのユニバーサルサービスなんですけれども、18ページにありますように、料金の低廉性を確保する仕組みがないというのはいささか問題ではないかと思っております。メタルの固定電話のように、プライスカップのような制度を入れればよいかという、そういった直接的な価格規制というのは、これまた競争をゆがめるおそれがあるので難しいのかなというふうに思っています。この点、私は、例えば差別的な地域別料金というのを原則として認めないというようなことによって、競争の働かない過疎地等の条件不利地域の料金と競争の働く都市部の料金との過大な価格差を認めないというようなスタンスもあり得るんじゃないかなと思っております。この点も含めて、今後いろいろ議論させていただいて、勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございました。続きまして、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 御紹介いただきました若林でございます。私の専門は、私の前に発言された林先生と同様、競争法、独禁法を専門としております。

このユニバーサルサービスですけれども、皆さんも挙げておられた能登半島地震などを見ても、利便性というだけでなく本当に命の問題に直結するなということを、認識を新たにいたしました。その意味では、非常に重い任務をいただいたなというふうに思っております。

考えないといけないのは、やはり人口の減少とともに不採算地域が今後は更に増加していくというふうに考えられますので、持ちこたえられるのかというような懸念がございまして、サステナブルというんでしょうか、現在の最適というだけでなくサステナブルな制度ということも念頭に、若干長期的に考えていく必要があるなというふうに思っております。

それから、先ほど御説明いただきました、何がユニバーサルサービスの対象となるのかであるとか、その品質はどのようなのかという点につきまして、そもそもユニバーサルサービ

スというのは何にアクセスすることを可能とするのか、あるいは何を対象というんでしょうか、どのようなことを全国にあまねく可能とするために行うのかという、そもそもユニバーサルサービスとはどうあるべきかということも考えつついかないといけないのかなというふうに思っております、この点いろいろ勉強させていただきながら議論させていただければと思います。

それから最後に、先ほど大橋先生も言及されておられましたけれども、例えば資料の1-2の5ページ目ですけれども、競争的なという部分は、この会とはちょっと外れるところだとは思いますが、このような公正な競争の確保というところとも平仄を合わせつつ検討を行うということが大事かなというふうにも思っております。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

以上で、構成員の皆様からのコメントはいただきました。本日、岡田構成員と藤井構成員が欠席ですけれども、御意見をいただいているということです、事務局から読んでいただけますでしょうか。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

岡田構成員の御意見から代読させていただきます。

本日は、大学での所用のためユニバーサルサービスワーキンググループに出席できず申し訳ございません。下記のとおり、基本的考え方について意見を述べさせていただきます。

1番、基本的考え方として技術中立性、すなわち潜在的な技術も含めた研究開発投資や設備投資のインセンティブを損なわないユニバーサルサービス制度の構築を目指すべきです。内部相互補助に過度に依存したユニバーサルサービス制度は競争中立的とは言えないし、特定技術による役務のみを優遇する交付金制度は技術中立的とは言えないと思います。競争中立と技術中立の適切なバランスを図るべきと考えます。

2番、技術中立性に配慮しつつ、ワイヤレス固定（共用型）や衛星も含め、最も効率的な方法によってブロードバンドサービスが提供されるように、第二号基礎的電気通信役務の範囲を適時適切に見直すことができる枠組みを設けるべきではないでしょうか。

3番、ブロードバンド通信で最低限保障されるべき技術基準については、異なる技術が併存して提供される可能性を考慮して、役務のタイプに応じて柔軟な定義を設けることを検討すべきではないでしょうか。

4番、支援区域に多様な通信手段が積極的に導入されることを促すため、交付金におけ

る費用構造の算定では、投資を促進する工夫を検討してもよいのではないか。例えば、細かい制度設計にはなお慎重な検討を要しますが、通信手段の費用構造の違いを反映した特別償却や加速償却などを交付金の算定に反映させることを検討してもよいのではないのでしょうか。

5番、多様な事業者や多様な提供形態が競合する状況では、電話のユニバーサルサービス制度のような効率化係数は廃止されるべきではないか。

以上が、岡田構成員からの御意見となります。

続いて、藤井構成員の御意見についても代読させていただきます。

本日は、所用のため第1回の会合を欠席となり、申し訳ありません。ユニバーサルサービスの今後について議論が必要ではないかと思われることを何点かお伝えいたします。

1番、持続的なユニバーサルサービスを目指した方向性について。現在NTT東西が責務を負っている電話のユニバーサルサービスは、サービス維持に必要となる費用の一部のみをユニバーサルサービス料を利用者に負担してもらい補助しているものの、金額的には十分でなく、NTT東西の大きな負担の下、維持されているものと承知しています。将来的なユニバーサルサービスでは、利用者の負担金を低廉に抑えつつ、ユニバーサルサービスの責務を負う企業に過度な負担を与えない形を目指し、持続的な形にする必要があると考えます。

そのためには、電話及び先般ユニバーサルサービスに位置付けられたブロードバンド通信について、技術的な観点から安価なシステムを導入できるかどうか、導入可能とするために克服すべき技術的、制度的課題を明確にして議論を進める必要があると考えます。

2番、ユニバーサルサービスを提供するシステムについて。持続的なユニバーサルサービスの実現には、携帯電話網や衛星通信など、条件不利地域で安価にサービスを提供可能なシステムについて、技術的な課題を明確化した上で、経済合理性も考え、導入可能性を議論する必要があると考えます。現在、電話のユニバーサルサービスは、メタル回線及び一部ワイヤレス固定電話、ブロードバンドのユニバーサルサービスは光回線を基本として、ケーブルテレビ及び専用型のワイヤレス固定ブロードバンドと、有線以外の活用は限定的です。音声については、ワイヤレス固定電話、携帯電話網、さらにほかの代替可能なシステムの活用を、インフラとしてのメタル回線の寿命も加味した上で、条件不利地域以外での導入可能性を議論する必要があるのではと思います。ブロードバンドのユニバーサルサービスは、携帯電話網を活用した共用型ブロードバンドサービス、衛星ブロードバンドサ

ービスなどについての導入可能性を、技術的な課題を整理して議論する必要があると考えます。

3番、固定電話に求められている緊急通報の要件の整理について。現状、固定電話の緊急通報にはメタル電話を前提とした要件が定義されているものと承知しており、音声のユニバーサルサービスを他のシステムで代替した場合に、課題になる可能性があります。今後、固定電話の代用に携帯電話網を利用するなど、電話の提供手段が多様化することが想定される中、緊急通報の要件を今後どうするのか整理しておく必要があるものと思います。

以上が藤井構成員からの意見でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバの皆様から御挨拶も含めて一言ずつお願いしたいと思います。恐れ入りますが、お一方1分をお願いできるとありがたいです。それでは最初に、全国知事会さんからお願いできますでしょうか。

【全国知事会（事務局）】 お世話になっております。全国知事会でございます。

初回ということですので、当会から御紹介させていただきます。

オブザーバということで、全国知事会を代表しまして、名簿にもございますとおり、デジタル社会推進本部副本部長の北海道庁から総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課の高松課長補佐がオブザーバを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【全国知事会（高松課長補佐）】 勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。続きまして、全国町村会さん、よろしくお願いいたします。

【全国町村会（西嶋副部長）】 全国町村会事務局の西嶋と申します。よろしくお願いいたします。

本会でもいろいろユニバーサルサービスに関して関心が高い事項がございますが、このユニバーサルサービス含めデジタル化に関しましては、条件不利地域こそがその効果を著しく発揮するような新しい価値を生み出す可能性があるものだと思っていますので、ぜひすばらしい議論をしていただいて、本ワーキングの趣旨を踏まえてしっかりこの議論を見守っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 よろしくお願ひいたします。続きまして、一般社団法人電気通信事業者協会さん、よろしくお願ひいたします。

【一般社団法人電気通信事業者協会（山本専務理事）】 電気事業者協会の山本でございます。

私ども電気通信事業者協会は、このユニバーサルサービスとの関係では二つの側面、立場がございます。一つは電気通信事業者が会員となっている団体として、もう一つはこのユニバーサルサービス制度を支える支援機関としてという両方の立場がございます。

まず、電気通信事業者の団体としては、今後の制度の在り方については、いろいろな観点がございますけれども、オブザーバで参加している事業者を含め、その他の事業者に関しましても、電気通信事業者の意見をぜひいろいろな形で汲み取っていただければ大変幸いです。

もう一つの立場であるユニバーサルサービスの支援機関としては、負担金の徴収及び交付金の交付という支援業務を、電話のユニバーサルサービスについては、平成18年、2006年からになりますけれども、それから約18年担ってきておりまして、また今度の新たなブロードバンドのユニバーサルサービスにつきましても、同じように支援業務を担わせていただくことになっております。その点から申しますと、特に18年前もそうだったと思いますけれども、今度の新しいブロードバンドのユニバーサルサービスに関しましても、交付金の原資は、やはり同様に、事業者の負担、そしてそれはひいては国民の負担ということになりますので、この制度が皆様に御理解をいただいて、言わば意味のあるお金として負担いただけるように周知広報に努めてまいりますけれども、分かりやすい制度にさせていただくということが大変大事だと思いますし、もちろんその制度が安定的に継続されていくということも大変重要だと思いますので、そういう観点から、またこのWGでの御議論もいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会さん、よろしくお願いします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長）】 プロバイダー協会の立石と申します。よろしくお願いします。

この会議に当たりまして、私は今デジタルデバイドの再拡大が起きているのではないかなと思っています。1つ理由としては、設備が老朽化されて、もうそれほどこれから先も

たないというのがそのまま放置されていたりとか、あるいは光サービスの提供エリアが拡大していくことによって、虫食い状態で、今サービス提供できているところができなくなったりとかということもあって、現状地方の過疎化とか、それから集落消滅が加速しているような感じがしています。

ユニバーサルサービスの対象は何か、もちろん地域なんですけれども、やはりそこに住む人々ではないかなというふうに思っておりまして、そういうところはどういうところかというと、専門家がいらない、詳しい人がいないということで、情報弱者というふうに位置付けるべきかなと私は思っています。その中で、情報弱者が自分が情報弱者と気が付いていないこともよくあることでして、そういうのをどう対応するかということで、技術中立性ということに関して、私、基本的には反対はしないんですけれども、やはりスマホというのは電話に比べると非常に脆弱なデバイスで、一つ間違えると動かなくなるということもあるなど、そういうのを日々目にしていますので、そういうことも含めて、この会議の中で増やしていただけたらと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会さん、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会（島上副会長）】 テレコムサービス協会の島上でございます。このたびはオブザーバ参加させていただきまして、ありがとうございます。

テレコムサービス協会は、回線設備を有しない旧第二種電気通信事業者の団体でして、NTT東西様の光卸を利用してブロードバンドサービスを提供しているようなFVNO事業者、あるいはMNOから設備を借りてサービスを提供するMVNOなど、法人やコンシューマに対して多種多様なサービスを提供している事業者の団体でございます。本部は東京でございますが、全国11か所に支部を持ちまして、地域固有の課題解決努力をしている地域事業者もいっぱいおりますので、このたびの議論をしっかりとついて行っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 どうもありがとうございました。続きまして、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟さん、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（小林理事）】 ケーブルテレビ連盟、小林と申します。このたびは、ワーキングにオブザーバとしての参加の機会をいただき、ありがとうございます。

ケーブルテレビは、都市部から地方まで全国に400社を超える大中小の事業者が存在してございまして、通信放送のサービスを提供してございます。ケーブルテレビは、地域のニーズに応じて住民の皆様に円滑でかつ安価に通信放送サービスが提供できるかが課題でありまして、ブロードバンドゼロ地域だけではなく、将来人口の減少であるとか過疎化の問題を含め、不採算地域やラストリゾート責務の在り方の方向性にも関心がございます。この観点から本ワーキングでの議論に貢献していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。続きまして、一般社団法人全国消費者団体連絡会さん、よろしくお願いいたします。

【全国消費者団体連絡会（郷野事務局長）】 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。

まずは、今回の能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。各省庁でも休み返上で災害復旧支援に取り組まれているとお聞きしており、お忙しい中での資料の取りまとめに敬意を表します。また、通信事業者におかれましても、被災地域における通信の復旧に御尽力いただいていること、感謝申し上げます。

私ども全国消費者団体連絡会は、1965年に設立された消費者団体の全国的な連絡組織です。消費者の権利の実現と暮らしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的として活動しております。

ユニバーサルサービスにつきましては、通信がつながらなくなるということは暮らしに多大な影響を及ぼします。特に過疎地域においては、生活を維持するための通信政策は都市部よりも必要不可欠になると考えます。今回の災害におきましても、通信の復旧は重要だと思えます。不採算地域となる過疎地域においても、都市部と比較して通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性が確保されるよう、このワーキングで議論が深まることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございました。続きまして、日本電信電話株式会社さん、よろしくお願いします。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 N T Tの城所でございます。まず、本ワーキング、今回オブザーバとして参加させていただき、ありがとうございます。それから、今回の能登半島地震、被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げますとともに、N T T西日本を中心に、しっかりと復旧復興に取り組んでまいります。

先ほど特設公衆電話について少し構成員の方からお問合せをいただきましたけども、避難所等をはじめとして多数設置をさせていただいているという状況でございます。台数については、別途御確認の上、事務局に御報告させていただければというふうに考えます。

今後のユニバーサルサービスの議論に当たりましては、まずは利用者、国民の方々の利便性をいかにによりよく向上させていくかということがとても大事なことだと思っております。かつ、それが可能で、サステナブルな仕組みにできるかどうか、ここが非常に重要なポイントではないかと私ども考えております。親会でございます通信政策特別委員会でもこれまでも申し上げてきたところもございますが、弊社としても、新しいよりよい仕組みを検討していく中で、最大限議論に参加させていただき協力申し上げたいというふうに思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、ＫＤＤＩ株式会社さん、よろしくお願いいたします。

【ＫＤＤＩ株式会社（山本統括部長）】 ＫＤＤＩの山本でございます。このたびはオブザーバで参加させていただきまして、ありがとうございます。

2点コメントさせていただきます。

まず1点目が、目線の話でございます。時代の変化と共にユニバーサルサービスの在り方を見直すのは当然でありまして、電話からブロードバンドという流れが基本であろうと思います。新しい技術、それからサービスが投入される中で、技術中立的に検討する、様々な可能性について検討することは、これは言うまでもありませんが、未来に向けてグランドデザインを大きく見直すということであれば、やはり日本国政府が掲げている大きな政策目標であるデジタル田園都市国家構想、そこに示されている光ファイバ整備の達成目標、これを前提とした議論になろうかと思えます。これが1点目でございます。

それから2つ目は、ユニバーサルサービスの本質についてでございます。先般の電気通信事業法改正で第二号基礎的電気通信役務としてブロードバンドを加えたわけですが、これは、交付金制度を中心に据えた議論、あくまでも電気通信事業法の枠内という制約の中での議論にとどまったと理解しております。今回、ＮＴＴの在り方をどうあるべきか、あるいは公益のための特別な責務とはどうあるべきかと、こういったＮＴＴ東西さんと他の事業者等で保有している設備の違い、これをどう制度的に整理するのかといったところ、まさに本来のユニバーサルサービスの原点、あるいは根幹部分、これはあまねく

とか、ラストリゾートをどう制度的に担保するのかということについて真正面から今回議論させていただけるものだと思います。

いずれにしても、国民生活への影響が極めて大きなお話ですので、こういったことを一つ一つ丁寧に議論を尽くして、全ての事業者が応分の役割で支える上でも、このシンプルかつ実効性のある制度設計をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、ソフトバンク株式会社さん、お願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田部長）】 ソフトバンクの山田です。本ワーキングへのオブザーバ参加という貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

ユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスの確保のために重要な制度と考えますけれども、大前提として、本来は制度に頼ることなく、競争を通じて確保されるのが理想系であるとの認識です。ただ、実際はそれでは不十分ということから本制度があるわけですので、議論に当たっては、競争の促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は最小限であるべきということを前提に、競争を通じてカバーし切れない部分にフォーカスすることが重要ではないかと考えております。

今回、その意味で3点、特に意識して臨みたいと思っております。

1つ目は、まず、不可欠性、確保すべきサービスの定義はどうあるべきかということ。次に、市場における競争を通じてカバー確保できている部分とカバーできていない部分がそれぞれどのような部分かということ。3つ目として、現行の電気通信事業法とNTT法がどのような役割分担され機能しているかということ。これらを特に意識して、本ワーキングに臨みたいと考えております。

事業者の知見がお役に立てれば幸いです。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございます。続きまして、楽天モバイル株式会社さん、お願いいたします。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 楽天モバイルの前田でございます。このような場に参加させていただきまして、ありがとうございます。

今後、本ワーキングで様々な議論が行われると思いますけれども、ユーザーや事業者

とって影響が大きい案件もございますので、丁寧かつ慎重な議論を行っていただければ幸いです。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、株式会社オプテージさん、よろしくお願いします。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 篠原でございます。このたびは、本ワーキングにオブザーバ参加する機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

ユニバーサルサービスということで、国民生活に不可欠なサービスという位置付けでございますので、必要な要件、品質を満たした上で、かつコストミニマムなサービスの実現に向けて、本ワーキングに参加してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。最後になりますけれども、株式会社STNetさん、お願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 このたびは、オブザーバ参加の機会をいただきましてありがとうございます。

弊社は、四国エリアで情報通信事業をやっておりまして、光ファイバ網を自社で設置して、光インターネットサービスを30万契約ほど提供させていただいております。当然、自社だけではなくて、自治体さん、ケーブルテレビさん合わせて30社以上の皆さんと一緒に事業をやっておりまして、いわゆる条件不利地域といいますか、山間過疎地にも光ファイバを巡らせて事業をやっています。私自身、光事業の担当の役員として、四国地域のいろんなところでたくさんの事業者さん、お客さんに対応をまいりました。モバイルも含めた、いろいろユニバーサルサービスの対象を検討すべきという先生の皆様の御意見には深く賛同するところでございます。残るエリアにどうやって提供していくのか、あるいは実態としてどうなのかということを発言する機会をいただければ、改めてその際には見解をお伝えしたいと思っております。今回はよろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございました。御発言いただけていない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、どうもありがとうございました。構成員の皆様から御意見をいただきまして、最後に若干まとめにならないようなまとめをさせていただきたいというふうに思いますけれども、一部私の個人的な意見も含めながら幾つかお話をさせていただきたいと思います。

まず、皆さんのお話の中で、災害、特に能登半島地震を念頭に置いた災害時への対応ということがございました。サービスそのものは平時を想定したものかとは思いますが、やはり災害時に価値が高まる、そういうユニバーサルサービスもございますので、その両者のバランスをどう取るかということがあるかというふうに思います。平時と災害時ではニーズが異なると、そういう問題があるかなというふうに思います。

続きまして、受益と負担の問題です。これは、実際にユニバーサルサービスを受益する人と、そのサービスの維持のために負担をする人は異なるわけでありまして、その辺の、特に負担側の納得感のようなものも今後考慮していかないと、ただ単にあれがいいから導入しようということにはならないのかなというふうには思いました。これは、一部私の意見でございます。

それから続きまして、ユニバーサルサービスの目的を、やはりきちんと再確認する必要があるというふうに思います。単純に、F T T Hを100に近付けるとか、あるいはこれまでのサービスが提供されていない地域をなくすということではなくて、やはりその地域の人々の生活あるいは社会、あるいは経済を支えるインフラとして、このネットワークが機能する必要があるわけでありまして、それを、特に不採算の地域においてどのように提供するかということでもあります。

したがって、そこにはユーザーというものが存在するというのを、まず念頭に置かなきゃいけないということであろうというふうに思います。その際には、社会条件、例えば人口の減少とかそういったものもやっぱり考慮していかなければいけないだろうということです。

それから、技術中立性、それから競争中立性についての配慮も必要ということも御指摘いただきました。

さらに、現状の固定電話から将来的にモバイル、ブロードバンドという流れを、これも逆らうことはできないだろうというふうに思います。したがって、そのような技術の移行をどのようにスムーズに制度で支えていくかということも、このユニバーサルサービスの役割かなというふうに思います。

それと関連しまして、最後になりますけれども、どの時点、時間にフォーカスするかというのも重要だというふうに思います。今なのか、それともメタルの巻取りが終わると言われている2035年以降の話なのか、あるいはその移行期間なのか、どこにフォーカスするかによって大分見るものが違ってくると思いますので、その辺もやっぱり注意しなけれ

ばいけないなというふうに思いました。

また、皆様からのいろいろなお話を伺い、皆様の叡知を集めて、有効な政策の方向性を生み出していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何か追加で皆様から御発言があれば承りますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から補足的に説明されたいこともあろうかと思しますので、もしよろしければ事務局から何かございましたらお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 構成員の先生方、オブザーバの皆様からたくさんのコメントをいただき、ありがとうございました。

先生方からのコメントのうち、資料の１－３について御質問、御意見があったところについて補足させていただければと思います。

最初に、長田先生から、資料の１－３の30ページのところで、２－２の公衆電話の扱いの２ポツ目のところに、「公衆電話の光回線対応について、タブレットで対応することも考えられ、ベンチャー等の参加を得て検討すべきではないか」というところですけど、こちらは通信政策特別委員会で相田先生からコメントがあったところだと認識しておりまして、要するにメタル回線がなくなった場合、今の公衆電話の課金機能が使えなくなるということで、この課金機能に変わって、タブレットで対応するということも考えられるのではないかという、相田先生のアイデアをここに記載したものでございます。

また、林先生からは、電話のユニバーサルサービスについて、15ページの右側のユニバーサルサービス収支と補填額の表について、赤字額と補填額の格差を見て、サステナブルでなくなっているというお話がございました。この点については、林先生の御指摘のとおりだと思っていまして、メタル回線を前提とした固定電話の維持というのが難しくなっているところもございまして、本日の先生方のコメントでは、相田先生や砂田先生からモバイルというお話もあり、光回線や無線も含めて、音声役務の確保の在り方についてどう考えていくのかという点を、これから御議論いただければと思っております。

最後に、林先生から18ページ、ブロードバンドのユニバーサルサービスの料金の低廉性確保についてのコメントがございました。特にブロードバンドについては、未整備地域もございまして、公設設備の民設移行も課題となっています。そのため、未整備地域の解消や、民設移行によって利用者料金が上がらないようにという御意見だったと認識しておりますので、林先生からコメントがございました、ユニバーサルサービスの交付金を受け

る事業者が実際に料金を設定するに当たって都市部と不採算地域の料金格差の是正はどうあるべきか、こういったところも含めて御議論いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。それでは、ちょうど終了の時間となりましたので、本日の会合はこれで終了したいと思います。最後に事務局から今後の予定等につきまして、御説明をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いします。

【三友主査】 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会したいと思います。どうも皆さん、長い時間ありがとうございました。